

# 公益財団法人日本美術刀剣保存協会 情報公開規程

平成24年4月 1日 制定

平成24年9月10日 改正

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）定款第52条に基づき、協会の情報公開に関する必要な事項を定める。

## (法人の責務)

第2条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第4条に定める情報公開の対象資料を閲覧または謄写しようとする者は、この規程の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならず、かつ、第三者の権利を侵害することのないように努めなければならない。

## (情報公開の対象資料)

第4条 協会において情報公開の対象とする資料は、次のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書
- (8) 理事会議事録
- (9) 評議員会議事録
- (10) 審査規程
- (11) 倫理規程
- (12) 倫理審査規程
- (13) 個人情報保護規程
- (14) 公益通報者保護規程

- (15) 評議員及び役員等の報酬等の支給基準並びに費用に関する規則
- (16) 会員に関する規則
- (17) 協会協力団体に関する規程
- (18) 情報公開規程

(公開の公益性)

第5条 前条各号以外の情報について公開の請求があったときは、非公開とすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると協会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、開示請求者に対し当該情報を公開するものとする。

(方 法)

第6条 情報公開の方法は、対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き、協会開設のホームページ上での公開などの方法によるものとする。

(事務所の備え置きの書類)

第7条 第4条に定める情報公開対象資料のうち、事務所備え置きの書類は常時事務所に置き、法令の定める期間備え置くものとし、法令の規定による権限を有する者に対して閲覧または謄写を許可するものとする。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第8条 協会の公開対象資料の閲覧場所は、総務部または協会開設のホームページとする。

2 総務部における閲覧は、協会の休日以外の日とし、閲覧時間は業務時間内のうち、午前11時から午後4時までとする。

(閲覧などに関する事務)

第9条 第4条に掲げる書類の閲覧または謄写の請求があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 協会が定める「閲覧（謄写）申請書」（様式1）に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 第1号の申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」（様式2）に必要事項を記載し、閲覧または謄写に供する。
- (3) 謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(手数料)

第10条 情報公開に係る手数料は、原則として実費とする。

(管 理)

第11条 協会の情報公開に関する事務は、総務部が管理する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年9月10日施行から施行する。

## 閱 覧 ( 謄 写 ) 申 請 書

公益財団法人日本美術刀剣保存協会

会 長

殿

申請年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

申請者住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧（謄写）対象書類

閱 覧 受 付 簿

受付番号	受付年月日	申請者住所・氏名	担当	備 考